

伊 危 第 2 1 8 号
令和3年 2月 8日

連合自主防災会長
各自主防災会長 各 位
防 災 指 導 員

伊東市危機管理監
近 持 剛 史

自主防災会活動説明会資料の送付について（通知）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃、防災行政に対し、格別の御協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、例年2月に実施しております「自主防災会活動説明会」を、本年度は新型コロナウイルス感染症の対応につきまして先行きが不透明な状況を鑑み、中止とさせていただきます。当日配布予定の資料を下記のとおり送付いたしますので御活用ください。

なお、「令和2年度津波避難訓練の中止について（通知）」を併せて同封いたしますので、御査収ください。

記

同封資料

- 1 伊東市自主防災会の活動
- 2 主な年間予定表
- 3 避難所のペット飼育管理ガイドライン
(静岡県健康福祉部作成、熱海保健所からの配布資料)
- 4 令和2年度津波避難訓練の中止について（通知）

以 上

担当	伊東市危機対策課 危機対策係 板倉
電話	32-1362
FAX	36-1104

伊 東 市

自主防災会の活動

1. 自主防災会について
2. 自主防災会が行うべきこと
3. 年間の活動予定
4. 自主防災会が実施する訓練への助成制度
5. 防災資機材について
6. 注意事項
7. 問い合わせについて
8. 伊東市からのお知らせ

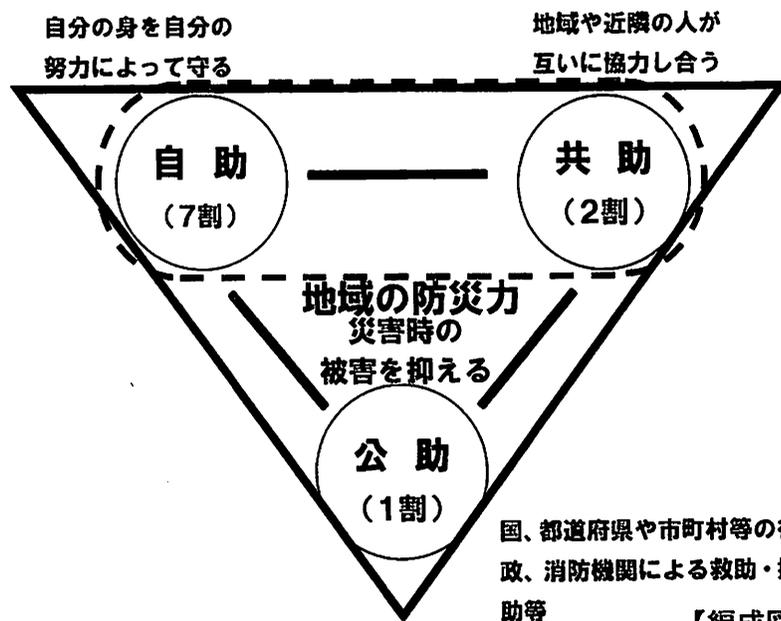
1 自主防災会について

(1) 自主防災会の必要性や役割

自主防災会は、災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と位置付けられています。

南海トラフの地震や相模トラフの地震等の大規模災害後では、被災者が膨大となり、道路や橋梁等の公共施設が被害を受けるため、国や県、市などの防災機関からの対応（公助）だけでは限界があり、適切で迅速な対応が困難となります。

このような大地震や台風等による災害が発生した際には、住民自らが災害から自分や家族の命を守るような対策（自助）や、毎日顔を合わせる隣近所の人たちが集まり、互いに協力（共助）することが不可欠ですが、自主防災会が情報の収集や伝達、初期消火活動、被災者の救出救助、避難誘導、避難所の運営などの防災活動に取り組むこと（共助）が、さらなる被害の軽減につながります。

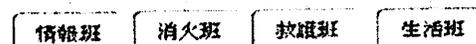
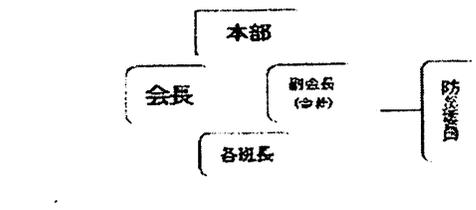


【編成図（例）】

(2) 自主防災会の編成

自主防災会は、地域単位で自主的に組織されるもので、基本的に会長・副会長・防災委員を中心とした組織体制であり、概ね右記のような役割別の班構成となっています。

訓練を通じて必要な見直しを行いながら、地域の実態に応じた適切な組織体制としてください。また、災害時には、計画どおり事が運ぶわけではないので、臨機応変に弾力的な運用や指揮命令ができるよう対策を考えておきましょう。



「町内会長＝自主防災会長」という観点だけでなく、町内会組織に防災担当者を設置し、その担当者を自主防災会長とすることで、円滑な運営が期待できる場合もあります。

自主防災会の活動が、一部の役員に偏ることなく、各班で役割分担を決めて行動することが重要です。

(3) 連合自主防災会について

連合自主防災会とは、基本的に区長を会長とし区の役員等で構成されている組織で、他の自主防災会の統括をする組織です。

役割分担について

ア 本部（会長・副会長・会計・各班長）

日常の活動

- ・年間の防災活動計画（訓練含む）・規約の作成及び組織の役割を明確にしておく。
- ・公的防災機関などとの連携強化を図る。

非常時の活動

- ・本部員の招集とあらかじめ定められている役割分担の確認を行う。
- ・各班の活動の統制を行う。

イ 情報班

日常の活動

- ・地域内の高齢者、乳幼児、病人等の要配慮者の把握
- ・巡回広報、情報収集・伝達訓練を行う→「掲示板・回覧版の活用」
- ・防災マップなどを作成し地域防災意識を高める。

非常時の活動

- ・公的防災機関から発表される災害情報を地域住民に広報する。
- ・地域の被害状況および必要な情報を把握する。
- ・公的防災機関などとの緊急連絡を行う。

ウ 消火班

日常の活動

- ・初期消火訓練を行う。
- ・消火器及び水利の点検を行う。

非常時の活動

- ・出火防止および初期消火活動を行う。
- ・消防機関に協力をする。

エ 救護（救助）班

日常の活動

- ・救助資機材・応急医薬品等の確保及び点検
- ・救助資機材の取扱い・応急救護訓練の実施
- ・避難誘導訓練の実施

非常時の活動

- ・負傷者の把握を行う。
- ・救出活動を行い、救急処置を行う。
- ・負傷者を救護所などに搬送する。
- ・高齢者、乳幼児、病人等の要配慮者の安全確保を行う。
- ・避難場所、避難路の安全確認および危険箇所の表示を行う。
- ・公的防災機関と連絡をとる。
- ・避難誘導を行うとともに、避難場所などにおける秩序の維持に努める。

オ 生活班

日常の活動

- ・食料、飲料水などの備蓄を行う。
- ・炊き出し訓練や給水訓練を行う。

非常時の活動

- ・必要に応じて炊出しを行う。
- ・食料および応急物資の調達、配分を行う。

カ 防災委員

日常の活動

- ・災害に対する基礎知識を高め、住民に対する啓発活動を行う。

災害時の活動

- ・本部運営に携わり、会長や副会長を補佐し、各班の活動を総括する。

2 自主防災会が行うべきこと

自主防災会は、自ら防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、地域の安全点検、住民に対する防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や自力で避難することが困難な避難行動要支援者の把握、防災訓練の指導などを行い、日ごろから住民の防災意識を高めることに努めます。

災害発生時には、自主防災会の住民を適切に指導し、率先して行動することが求められます。阪神・淡路大震災において、リーダーの適切な指導により、住民の消火活動によって延焼をくい止めた例があります。また、東日本大震災においても、リーダーの適切な避難指示により、住民を指定の避難場所からさらに高台へ避難させ、津波から60人の命を守ったとも報道されています。

(1) 各種台帳の点検・整備

自主防災会に最低限必要な台帳は、世帯台帳、人材台帳、避難行動要支援者名簿です。これらの台帳は、「組織内にどのような人がいるか」「災害時に技術的に活用できる人はいるか」「特に支援を必要とする人はどこに何人いるのか」などの把握するための台帳となります。

各種台帳は、いざという時の安否確認や、組織的な活動に役立つため、自主防災会ご

とに見直しをお願いします。ただし、各種台帳は市に提出する必要はありませんが、個人情報となるため、保管方法には十分注意してください。

(2) 備えておく書類

- ① 役員名簿 ② 連絡網 ③ 世帯台帳
- ④ 人材台帳（災害時に役立つ職種・資格を持っている人の把握）
- ⑤ 避難行動要支援者名簿
- ⑥ 防災マップ（地域内の避難場所、防災倉庫、消火栓等を記入した地図）
- ⑦ 規約（各自主防災会で定めたもの）

※ ③④⑤については、プライバシーの問題もあるため、可能な限りで作成してください。

3 年間の活動予定（別紙年間予定表を参照）

【防 災 訓 練】

(1) 津波避難訓練

東日本大震災以降、3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」とし、期間中に統一実施日を設け津波の浸水が予想される地域の自主防災会を対象に津波避難訓練を行っていますが、本年度は新型コロナウイルス感染症の対応につきまして先行きが不透明な状況を鑑み、中止といたしました。

(2) 総合防災訓練

9月1日は、「防災の日」です。伊東市では、メイン会場を定め、連合自主防災会主体の訓練を実施します。

なお、各連合自主防災会（区）単位においても防災訓練を実施します。

《総合防災訓練実施日程》

- 7月中旬 全体打合せ会の開催（区長、各自主防災会長等、防災指導員）
- 7月下旬～ 各区の打合せ会の開催（区ごと）
- 8月中旬 市へ訓練計画書の提出
- 9月1日 総合防災訓練の実施
- 9月中旬 市へ訓練実施報告書を提出

(3) 地域防災訓練

静岡県では、12月の第1日曜日を「地域防災の日」と定めています。

この日は、地震が突然発生したことを想定し、防災訓練を行うもので、各自主防災会単位で地域の実情にあった被害想定で訓練計画を作成し、実施します。

《地域防災訓練実施日程》

- 11月初旬 市から訓練実施要領を郵送します。
- 11月中旬 市へ訓練計画書を提出

- 1 2月1日 地域防災訓練の実施
1 2月中旬 市へ訓練実施報告書を提出

(4) 土砂災害・水防訓練 6月初旬～7月初旬に実施

台風と雨季到来に備え、水防組織の強化と作業能力の向上を図るため、土のう作り工法や土のう積み工法等の訓練を実施します。

※出水が多い、または予想される地域の自主防災会に依頼し実施します。

(5) 自主防災会独自の訓練

上記防災訓練以外にも各地域で訓練を実施する場合は、訓練内容に応じ、職員の派遣等の協力を行いますので、御相談ください。

以下訓練例

- ・市職員を派遣しての防災講話
- ・避難所運営ゲーム（HUG）の実施（道具の貸出しも行っていきます。）
- ・災害図上訓練（DIG）の実施
- ・自主防災組織災害対応訓練（イメージTEN）の実施
- ・駿東伊豆消防本部による心肺蘇生法・救助器具（AED等）の取扱い研修（訓練を依頼する場合は、事前に伊東消防署に申込みをしてください。）

4 自主防災会が実施する訓練への助成制度

《報奨金の交付》 口座振込により交付します。

口座振込は各連合自主防災会の口座に一括して行います。

※ 区に属していない自主防災会には、個別に口座振込を行います。

※ 訓練実施における関係書類が未提出の場合は交付できません。

伊東市防災訓練報奨金交付要領に基づき、防災訓練を実施した自主防災会に報奨金を交付します。

総合防災訓練で消火器を使用した自主防災会には、消火器詰替え費用として消火器1本につき5,000円（2本分：1万円を限度とする。）を報奨金として交付します。

9月1日の総合防災訓練終了後に報奨金支払いの請求書を送付いたします。

従前は、各防災訓練を実施するごとに報奨金を交付していましたが、平成28年度から総合防災訓練の際に、一括して報奨金を交付することとなりました。

なお、報奨金の支払いには請求書を受領後1か月ほどの事務処理期間を要しますので、振込は11月頃となります。

5 防災資機材について

防災活動に必要な資機材を交付することにより、住民の防災意識の高揚及び普及を図るとともに、自主防災会の結成及び育成を促進し地域防災力の強化を目的とします。交付にあたっては、交付要望書に基づき行います。

※全ての要望に応えられるわけではありません。

(1) 交付要望書について

4月下旬に「防災資機材交付要望書」を各自主防災会に配布します。

防災資機材交付要望書に掲載されている防災資機材から、特に必要である資機材を選択し、提出期限までに市役所へ提出してください。要望の取りまとめを行い12月の地域防災訓練の日に交付します。(提出期限につきましては、交付要望書に記載します。)

(2) 交付対象資機材について

交付対象資機材は、自主防災活動で使用する救助資機材や消火資機材等となります。品目については、交付要望書に記載します。

(3) 防災用資機材の修繕、保守管理及び廃棄処分について

防災用資機材の修繕、廃棄処分等は各自主防災会でお願いします。

特に「発電機、可搬ポンプ等エンジン製品」の処分については、バイク店、農機具等取扱店やその他専門業者にご相談ください。(処分は有料になります。)

また、訓練等で使用した後の資機材管理やエンジンのある機械器具等は、年に数回は必ず始動させて、いざという時に確実に使用できる状態にしてください。

また、ろ水機(浄水装置)を所有する自主防災会は、薬品等に期限がありますので、点検を必ず行ってください。

※エンジンのある機械器具等は燃料を入れたまま長期間放置しておきますと、燃料が劣化し、エンジンがかからなくなりますので、最低でも3ヶ月に1回程度の管理運転を実施してください。また、長期間使用しない場合は燃料を抜き取ってください。なお、防災資機材等の修繕につきましては、各自主防災会で対応願います。

(4) ホース格納箱・消火器格納箱(FRP製品)の処分について

FRP(強化プラスチック)製品のホース格納箱及び街頭用消火器格納箱については産業廃棄物となるため、処分する場合には専門の産業廃棄物取扱業者でないと処分できません。市の処分場では受け入れられません。このことから、FRP製品を処分する場合には各自主防災会で有料にて処分願います。

(5) 消火ホースの処分について

消火ホースは、金具部分とホース部分を切り離し、ホース部分は50cm程度に切り分け、伊東市指定のゴミ袋に詰めてごみステーションに出して処分してください。金具部分は、御石ヶ沢清掃工場にご連絡いただき、直接持参してください。

6 注意事項

実災害時や、訓練等でチェーンソーや発電機といった資機材を自主防災会で使用する際には、必ず取扱説明書をよく読み、周囲の安全を確保した上で、使用するようお願いいたします。

7 問い合わせについて

その他ご不明な点、ご相談等がありましたら、下記までお問い合わせください。

伊東市役所危機対策課 ☎0557(32)1361～1362

8 伊東市からのお知らせ

(1) 【緊急速報メールの配信について】※ドコモの同機能の名称はエリアメール

伊東市では、地域防災訓練の際に緊急速報メールの配信訓練を行っています。

緊急速報メールは、住民以外にも一時的にエリアにいる観光客等も配信対象となり、災害発生時の情報伝達手段として非常に有益です。

伊東市では台風襲来時等に、避難勧告等を発令する場合は緊急速報メールを利用して住民に周知しています。

対応機種や受信設定の仕方等については、各携帯電話会社に直接お問い合わせください。

(2) 【メールマガジンの利用登録について】

本市ではインターネット環境及び携帯電話をお持ちの方で希望される方には、**防災情報**（地震発生や気象警報等の発令状況）や同報無線での放送内容を、個人のパソコンや携帯のメールに情報配信するサービスを行っております。「伊東市ホームページ」のメールマガジンの項目から登録できますので、是非、ご活用願います。

(3) 【新型コロナウイルス感染症拡大防止について】

現時点で新型コロナウイルス感染症の対応につきまして先行きが不透明な状況が続いておりますので、今後においても**感染症拡大防止の観点から、急遽、計画の変更や中止となる場合があることを御承知ください**。また、訓練等実施の際は**感染防止対策に十分配慮して実施してください**。

主な年間予定表(2021年3月～2022年2月)

3月	津波避難訓練 中止	9月	1日 総合防災訓練 中旬 総合防災訓練実績報告書提出
4月		10月	
5月	中旬 防災資機材交付要望書提出	11月	中旬 地域防災訓練実施計画書提出
6月	初旬 ↑ 土砂災・水防合同訓練 (一部自主防災会) ↓	12月	5日 地域防災訓練 中旬 地域防災訓練実績報告書提出
7月	初旬	1月	下旬 新自主防災会役員名簿提出
8月	中旬 総合防災訓練実施計画書提出	2月	中旬 自主防災会活動説明会

避難所のペット飼育管理 ガイドライン

※本ガイドラインは、各避難所が引継いで活用してください。



静岡県健康福祉部

本県では、東日本大震災から得られた愛玩動物（ペット）に関する教訓を踏まえ、平成 27 年 3 月、飼い主とペットの同行避難や発災への備え、各避難所へのペットスペース（ペット飼育場所）の確保等について示した「災害時における愛玩動物対策行動指針」を策定しました。

その後発生した熊本地震においては、同様の指針は策定されていましたが、避難所における被災動物対策が関係者に十分周知されていなかったため有効に活用されていませんでした。また、ペットの受入方針が定まっていない避難所では、飼い主の方が車中泊により体調を崩されたり、損壊した自宅での避難を余儀なくされるなどの新たな課題も指摘され、避難所でのペット受入体制の確立の重要性が再認識されました。

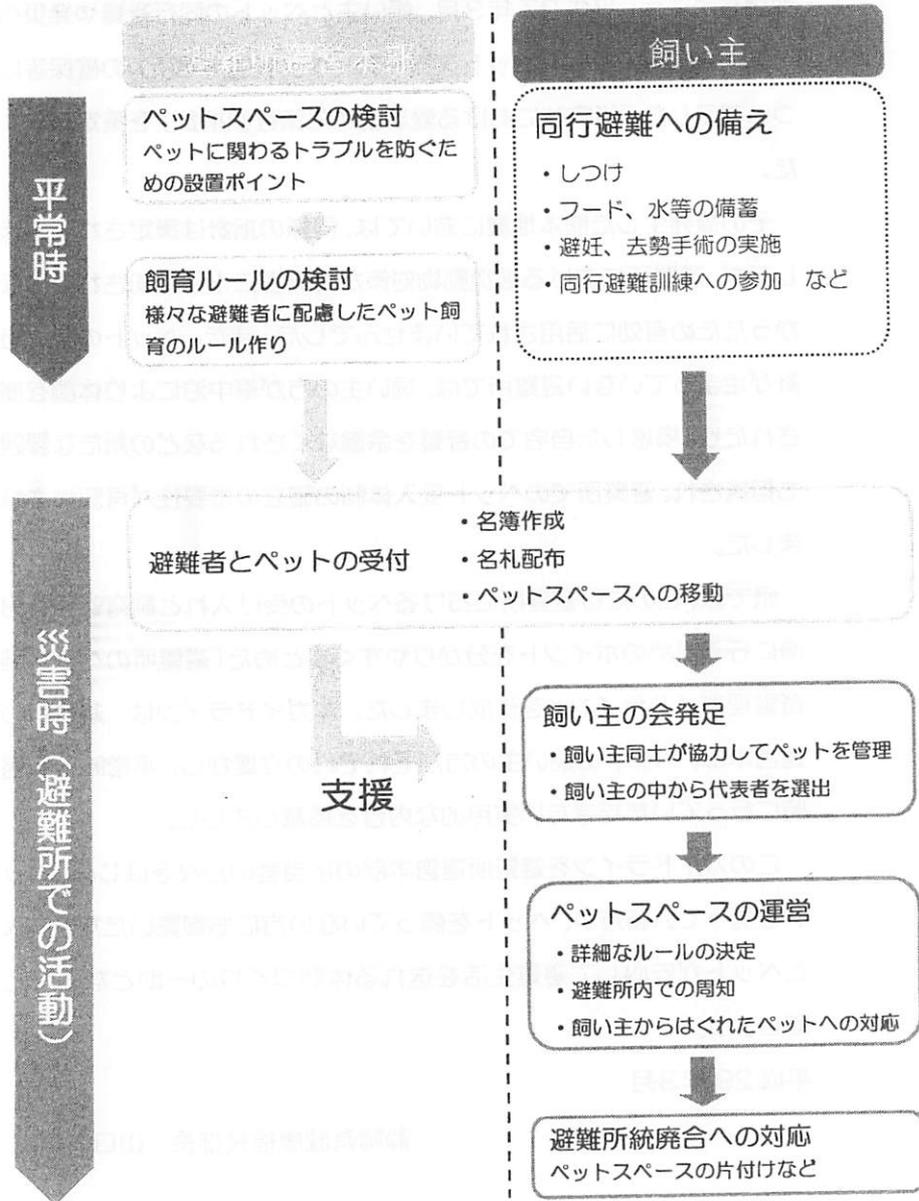
県では、このたび避難所におけるペットの受け入れと飼育管理を円滑に行うためのポイントを分かりやすくまとめた「避難所のペット飼育管理ガイドライン」を作成しました。本ガイドラインは、避難所の運営本部、ペットの飼い主の方がそれぞれの立場から、平常時と災害時に行っていただきたい実用的な内容を掲載しました。

このガイドラインを避難所運営本部の担当者の方々をはじめ、ペットを飼っている方や、ペットを飼っていない方にも御覧いただき、人とペットが安心して避難生活を送れる体制づくりの一助となることでしょう。

平成 29 年 3 月

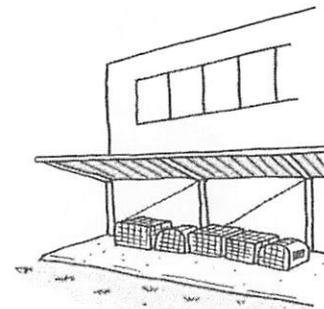
静岡県健康福祉部長 山口 重則

避難所におけるペット飼育管理の役割



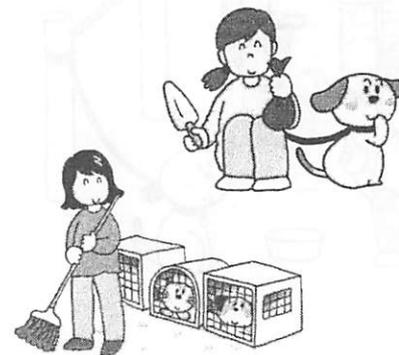
1 事前に検討する事項

(1) ペットスペースの確保



- ・避難所内でペットを飼育するためのスペースです。
- ・事前に検討しておくことで、特に避難直後のトラブルを防ぐことができます。
- ・ペットの飼育管理は飼い主の自主管理により行われます。

(2) ペット飼育管理ルール



- ・飼い主は避難所が定める「ペット飼育管理ルール」を守ってペットを飼育します。
- ・「ペット飼育管理ルール」の内容は、本ガイドラインで示す基本的な事項を参考にしてください。

この2つの事項を事前に検討していただくことで、避難所のペットに関わるトラブルは減少します。